

平成 29 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 29 年 7 月 3 日

小野寺委員

まず、災害時における県警察と民間企業の連携について確認させていただきます。

災害発生時には、警察に対しても救助でありますとか避難誘導でありますとか、県民の生命・財産を守るための活動を様々に求められると思います。その際の民間企業などとの連携という課題については、今定例会の一般質問で、我が会派の佐々木議員が、緊急交通路の確保と重機などの燃料の供給という課題について質問をさせていただきました。警察本部長から様々御答弁をいただいたところでございます。そこで、そのときの質疑を念頭に、何点かお尋ねしたいと思います。

まずはじめに、県内の緊急交通路の概要をお伺いします。

交通規制課長

過去の緊急交通路の指定例も含めて御説明いたします。まず、過去に起こりました災害発生時の緊急交通路の指定ですが、阪神・淡路大震災、このときに緊急交通路が指定されています。あのときは、神戸市を中心として発災時に多くの火災などもありましたが、道路上に車があふれて大渋滞して、車が動かない。そのために、負傷者とか被災者の救助が非常に滞るということがありました。あの際は、発災の翌日に被災地につながる道路が緊急交通路に指定されております。

それから、記憶に新しいところでは東日本大震災、この時も大きな被害を受けたわけではないのですが、首都圏において一般道路上に非常に多くの車があふれ出して、大渋滞が起きたという例がありました。このときも発災の翌日に、東北 3 県の被災地に首都圏からつながる東北自動車道などが緊急交通路に指定されました。

緊急交通路とは、このような災害の発生時に負傷者の救助、避難誘導、支援物資の輸送、こういった活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する道路のことです。緊急交通路は、災害発生時に神奈川県公安委員会が指定するものでありまして、本県では東名高速道路、首都高速道路、国道 246 号など、計 57 路線を選定しております。

小野寺委員

緊急交通路を確保するという、そういう言葉がありますが、これはどういう状況で使われるのでしょうか。

交通規制課長

緊急交通路の指定が見込まれる道路は、災害発生直後から一般車両の通行を制限して、道路の緊急点検、放置車両等の排除を実施することとなります。その後、隣接する都県警察などとの調整が終了し、緊急交通路が指定された際は、主要な交差点、それから高速道路のインターチェンジなどに警察官や資機材を配置して一般車両の通行を制限することにより、緊急交通路を確保いたします。

実際に災害の発生により神奈川県下で緊急交通路を指定となった場合に

ついてですが、先ほど過去の事例を挙げましたが、そういった場合、神奈川県下でも非常に多くの避難車両などが一般道路にあふれるということが予想されますので、そういった状況の中、緊急交通路に指定された道路を、車を排除して交通路を確保するという作業は、非常に大変な作業になると、困難であるということが予想されます。

小野寺委員

今お話がありました緊急交通路を確保するための様々な資機材、それはどういう形で保管をされているのでしょうか。

交通規制課長

緊急交通路を確保するための資機材であります。開脚式災害対策表示板と呼ばれます車両通行どめ、これを表示する高さ 120 センチメートルほどの折りたたみ式の立て看板、これのほか、車両の通行を制限するために必要なセーフティーコーン、よく工事現場で見かけるといいます。円錐型のプラスチック製、ゴム製の資材がありますが、セーフティーコーン、それからコーンバーと言いまして、これらのセーフティーコーンの間をつなげるバー、これで長い距離において車や人の通行を制限するための資材、それからバリケード、これもよく工事現場で見ますが、このようなV字型で立てかける車両の通行を制限するもの、それなど、計 11 種類資機材があります。

県警察では、こういった災害の発生時に備え、これらの資機材を可能な限り、リスク分散の観点から、分散して保管するよう規定しております。この規定に基づいて、各警察署では、交番などの警察施設のほか、また道路管理者や民間企業に御協力をいただき、その倉庫などに分散保管するよう努めております。

小野寺委員

相模原市内の警察署が、民間企業と協定を締結していると伺ったのですが、これはどういった内容になりますでしょうか。

交通規制課長

警察と民間企業との間で相互に把握した道路状況の情報共有、これを行うほか、資機材を民間企業が保管し、災害発生時に警察署の依頼に基づいて、一般車両の通行を制限するその場所まで搬送していただくといった内容になっております。この協定は、昨年 6 月に相模原警察署が大手運輸事業者でありますヤマト運輸株式会社と、それから佐川急便株式会社、この 2 社との間で締結し、さらに 10 月には相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署が、先ほどのヤマト運輸株式会社との間で同様の協定を締結しております。

小野寺委員

分かりました。その協定を締結した後に、民間企業と行った取組というのを具体的に教えてください。

交通規制課長

この協定の締結後、相模原市内の四つの警察署と、それから先ほど紹介しました民間企業との間で、災害発生時を想定した実践的な合同訓練を実施しております。その訓練の中では、民間企業の従業員に対して資機材の説明を行ったり、実際に資機材を交通検問所へ搬送したりするなど、災害発生時に備えて円滑な活動が行えるよう、連携の強化を図っておるところであります。

小野寺委員

分かりました。今、相模原南署、北署、津久井署ということだったのですが、例えば県内の他の警察署にもこういった民間との協定を波及させていく、そういった動きというのはあるのでしょうか。

交通規制課長

相模原市内の警察署と民間企業で締結した協定は、民間企業に資材の搬送をしていただくことにより、資機材の搬送に本来従事すべき警察官をいち早く被災者の救出・救助等に配置できるなど、限られた警察力を効率的に運用できる取組であると認識しております。この点を踏まえて、今後も引き続き警察署ごとに考慮すべき事情を勘案しつつも、各警察署と連携し、民間企業との協定締結を拡大してまいりたいと考えております。

小野寺委員

もし分かればお聞かせいただきたいのですが、その協定を結ぶ上で、例えば相模原市の防災計画や市の関与というのはいったいあったのでしょうか。

交通規制課長

これは、あくまでも警察活動を民間企業の協力をいただくという観点で結んだ協定でありますので、直接警察署と民間企業の間で話し合いの上で結んだものと認識しております。

小野寺委員

それでは、質問を変えたいと思いますが、大規模な災害が発生したときには、捜索活動に要する重機でありますとかその燃料でありますとか、それらの確保が危惧されるわけですが、県警察の対応についてお伺いをいたします。

警察本部危機管理対策課長

県警察では、大規模災害発生時に重機や燃料が不足した場合、県が平成19年3月に締結しました神奈川建設重機協同組合や、同じく平成27年11月に締結しました神奈川県石油業協同組合などとの協定におきまして、必要な支援を受けることとしております。また、県警察独自に協定を締結しております神奈川県レンタル業協会や、三和エナジー株式会社などの民間企業からも重機や燃料の供給を受けることとしております。

小野寺委員

分かりました。それでは、県警察として独自に締結している、重機に関する協定の具体的な内容を教えてください。

警察本部危機管理対策課長

ショベルカーやホイールローダーなどの重機につきましては、県内で建設重機のレンタル事業を営む企業約50社で構成します神奈川県レンタル業協会や、ほかに県外にも営業拠点があります株式会社アクティオ及び株式会社レンタルのニッケンとも協定を締結しておりまして、県内外から重機の調達ができるようにしております。また、管内の地元企業の協力を得まして、個別に協定を締結している警察署もありまして、迅速な重機の調達ができるように努めております。

小野寺委員

相当多くの業者と協定を結んで連携をしているということは分かりましたが、

現在協定を結んでいる署、これはやはりさっきの緊急交通路の確保と同じように、各警察署ごとに結ぶのか、その仕組みを教えてください、どれだけの警察署が具体的にこのような連携体制にあるのか教えてください。

警察本部危機管理対策課長

重機に関しましては、先ほど申し上げましたように、県や警察本部で締結している業者、企業などございますが、それ以外に警察署では現在7警察署、これは旭、栄、川崎臨港、中原、浦賀、茅ヶ崎、座間の各警察署になりますが、ここでは署で独自に協定を結んでおります。

この方針といたしましては、それぞれの管内の事情がございまして、例えば重機につきましては全ての警察署に重機を所有する企業があるとは限りませんので、そこはその実情に応じて協定を結んでいるところでございます。

小野寺委員

それでは、同じように燃料供給に関する協定についても具体的な内容を教えてください。

警察本部危機管理対策課長

昨年の熊本地震の際にもガソリンスタンドに長蛇の列ができて、給油が困難な状態となったと伺っております。これらの教訓を踏まえまして、本県におきましても、警察活動に必要な車両などへの燃料の供給については、極めて重要であると認識しております。

県警察では、大規模災害発生時の初動対応に支障がないように、平素から契約をしておりますガソリンスタンドの優先供給に加えまして、燃料配送業者であります三和エナジー株式会社や、給油施設を施設内に持っている県内の約30カ所の指定自動車教習所と協定を締結しまして、燃料の確保に努めております。

小野寺委員

そうすると、その協定というのは警察本部として結ばれているということで理解してもよろしいですか。

警察本部危機管理対策課長

ただいま申し上げたのは警察本部として行っておりますが、燃料についても同じように、警察署独自に締結している警察署もございます。警察につきましましては、全部で12警察署が締結をしているところでございます。

小野寺委員

今お尋ねした重機や燃料の供給以外に、県警察として民間企業とどのような協定を締結しているのかお伺いします。

警察本部危機管理対策課長

県警察では、民間企業と様々な協定を締結しているところでございますが、主なものでは、放送事業者であります横浜エフエム(株)と締結している、緊急放送に関する協定がございまして。この協定は、大規模災害発生時に県警察が提供します県内の被災状況や避難場所、それから行方不明者に関する情報や交通規制など、緊急性の高い情報を1時間おきに県民に配信していくほか、警察職員に参集情報を伝えることで早急に緊急体制を整え、県民の安全確保につなげていくというものであります。

また、県内54全ての警察署では、被災により警察庁舎が機能喪失になった場

合に備えまして、管内の民間企業などの施設を代替施設として使用できるよう協定を締結しております。

小野寺委員

それでは、民間企業との連携について、今後の方針を伺いたいと思います。

警察本部危機管理対策課長

大規模災害発生時には、県警察は総力を挙げて救出・救助活動や避難誘導、緊急交通路の確保に当たることとなりますが、これまでの震災の教訓から、警察力だけの初動対応は困難が予想され、民間企業が持っております資機材や物資の支援を受けることが不可欠となる場合も、少なくないと考えております。

県警察といたしましては、災害発生時における民間企業との連携は、重要な課題の一つと認識しておるところでございますが、今後とも各種協定締結等の取組の拡充を図って、災害発生時における警察活動に万全を期してまいりたいと考えております。

小野寺委員

それでは、この件に関して要望させていただきますが、本県では大規模な地震が襲来するという予測があります。高い確率で30年以内に起きるだろうと言われておりますが、県警察におかれましては、各種の協定について、今その取組を拡大していくお考えをお伺いしましたが、今後も地域住民の方々の要望を踏まえつつ、是非積極的に推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

今、災害時の庁舎の機能損失という言葉が出てまいりましたが、警察署、これは県民の安全・安心を守る拠点であることは言うまでもないわけですが、中には、建設から長い年月を経て老朽化が目立つ、そういった庁舎も多数存在しているというふうに認識しております。

そこで、警察署の建て替え事情について何点かお伺いしたいと思います。まず、現在警察署の庁舎の老朽状況というのはどうなっていますか。

施設課長

建築後40年以上を経過した警察署が20警察署で、全体の約4割となります。さらに、その中で50年以上経過している警察署が7警察署ございます。

小野寺委員

警察署の建て替え基準については、どのようになっていますでしょうか。

施設課長

警察署の建て替えを決める判断基準につきましては、建築後30年以上を経過している警察署の中から、庁舎の狭隘度、老朽度、そして建て替え用地の確保状況などを総合的に判断しております。

小野寺委員

今、狭あい度や老朽度、用地の確保、様々な要素を総合的に判断して決めていくというお話でございましたが、ちょっと私がお聞きしたところ、警察署というのはその場での建て替えというのはなかなか難しいので、移転をさせて、そこで新たに庁舎を建設するということなのですが、その移転する用地というのは、これまでどうやって確保してきたのでしょうか。

施設課長

警察署移転用地につきましては、公有地及び私有地の利活用情報をもとに、警察本部や警察署において、国や県の関係部局あるいは地元自治体などからの情報を得て、取得可能性を検討するなど、事務手続を行い、確保しております。

小野寺委員

自分の地元の話で恐縮なのですが、旭警察署もかなり、先ほどお聞きした狭あい度や老朽度というところは相当進んでいるのではないかと思うので、優先順位も高いのではないかと勝手に思っているわけですが、なかなか用地の確保というのが困難で、地元の様々な不動産情報を持っている方々にも積極的に情報提供を呼びかけているのですが、なかなか適地が見つからない。中には、先ほども議論がありましたが、運転免許試験場の整備を広大な土地を使ってやるなら、あそこに合築できたならよかったのではないかとおっしゃる方もいます。

そうした中で、様々工夫をすべきところ、乗り越えなければいけない課題はあると思うのですが、旭警察署が現在抱えている課題、どのようなことがあるとお考えでしょうか。

施設課長

旭警察署の現在の敷地面積でございますが、約2,500平方メートルございます。現在の敷地において、業務を続けながら建て替えを行うことは極めて困難です。また、来庁者用駐車場の確保の面からも、現在地建て替えが難しいといった課題があります。このため、移転用地の確保に向けて取り組んでおり、幾つかの候補地を検討しておりますが、いまだに適地の確保に至っておりません。

小野寺委員

なかなか難しい話が出てまいりましたが、先ほど、地元自治体にも協力をしてもらってということがありました。それはすごく大事なことだと思うのですが、用地の有効活用や、行政機関の集約、これはよく県の合同庁舎ではよくある事例だと思いますが、例えば市町村等の庁舎と合築した例、私は県内ではちょっと知らないのですが、例えばほかの都道府県の警察で、そういった事例は聞いたことはありますか。

施設課長

確認した限りでは、市町村などが平日の昼間帯に運用しております一般行政庁舎との合築をした例はございません。ただし、24時間勤務を行う消防関係の庁舎では、東京都、静岡県で合築により建設された事例がございます。

小野寺委員

少しでも可能性が広がるかと、現場を思い浮かべながら思っておりました。今おっしゃった合築、合築でも例えば同じ建物にしなくても、同じ敷地の中で別の建物として建設してもいいのかと思うのですが、そういった合築や同じ敷地の中に他の行政の建物と一緒に並べて建てようというときに、懸念される課題というのはどのようなことがありますか。

施設課長

警察庁舎のセキュリティーの関係から、庁舎内の終日相互通行を抑制するための出入り口の設置などが必要となります。さらに、警察業務は24時間、一般行政の業務は平日8時間という運用目的に合わせた利用エリアごとの使用状況

が異なるため、空調設備や停電時などの電源確保対策のほか、耐震構造などの調整といった課題がございます。

小野寺委員

耐震基準が違うという話は聞いたことがあります。もう1点、なかなか広い土地が確保できないときに、それはいろいろ地域によって規制はあると思うのですが、土地の高度利用ということも考えてなければいけないかと思います。その場合は当然建物が高層化していくわけですが、警察の場合は、留置施設を2層、3層に分けていくということがなかなかできないので、どうしても1フロア当たりの面積を一定以上狭くできないのだという話も聞いたことがあります。その警察署の規模によっても違うのだと思いますが、1フロア当たりの面積の目安というのはあるのでしょうか。

施設課長

委員御指摘のとおり、高さ制限等規制がございます。そのような中で、留置施設の運用面から一定の面積が必要だという中で、今の基準でいきますと、旭警察署、こちらは800平米弱が1フロアとして必要な規模になるかと思います。現状の旭警察署を見ますと、建築面積が520平米ですので、800平米弱の建築面積を確保することは、困難かと考えております。

小野寺委員

分かりました。大変なことだと思いますが、警察署は県民の安全・安心を守る拠点であります。治安の要でありますので、是非知恵を絞って整備に検討をいただきたいと要望させていただきまして、私の質問を終わります。